

ヒアリング事業者を特定するための評価基準

大分類	小分類	内容	評価の考え方	評価点
参加資格		建築士事務所登録を行っているか	行っていない場合は参加不可	4
	資格	予定管理技術者は、一級、二級、又は木造建築士の資格を有しているか ※資格を有していない場合は参加不可	一級建築士である(5点)	1~5
			二級建築士である(3点)	
			木造建築士である(1点)	
		予定主任担当技術者(建築)は、資格を有しているか	一級建築士である(3点)	0~3
	二級建築士である(2点)			
	木造建築士である(1点) 上記以外(0点)			
	予定主任担当技術者(電気)は、資格を有しているか	技術士又は設備設計一級建築士である(3点)	0~3	
		一級建築士又は、建築設備士(2点)		
		二級建築士又は、一級電気工事施工管理技士(1点) 上記以外(0点)		
	予定主任担当技術者(機械)は、資格を有しているか	技術士又は設備設計一級建築士である(3点)	0~3	
		一級建築士又は、建築設備士(2点)		
		二級建築士又は、一級管工事施工管理技士(1点) 上記以外(0点)		
	実績	予定管理技術者又は建築士事務所は、木造住宅設計業務の実績を有しているか ※有しない場合は参加不可 ※官公庁発注の実績は2点/件を加点	業務実績が3件(4点)	2~10
			1~2件(2点)	
予定主任担当技術者(建築)は、木造住宅設計業務の実績を有しているか ※官公庁発注の実績は2点/件を加点		業務実績がある(2点)	0~4	
		予定主任担当技術者(電気)は、木造住宅設計業務の実績を有しているか ※官公庁発注の実績は2点/件を加点		業務実績がある(2点)
				予定主任担当技術者(機械)は、木造住宅設計業務の実績を有しているか ※官公庁発注の実績は2点/件を加点
受賞歴	予定管理技術者又は建築士事務所は、計画及び設計業務等に係る受賞歴を有しているか ※主要構造部が木造かつ住宅に関する受賞歴の場合は1点/件を加点	国及び自治体、建築関係団体による受賞が5つ(5点)	1~10	
		国及び自治体、建築関係団体による受賞が3~4つ(3点)		
		国及び自治体、建築関係団体による受賞が1~2つ(1点)		
合計(最高評価点)				50

## 優先交渉権者を特定するための評価基準

区分	内容	
ヒ ア リ ン グ	説明	決められた時間内に適切に説明が行えたか
	業務の実施体制	業務の実施体制が具体的かつ適切に示されているか
	業務の実施フロー及び工程計画	業務の実施フロー及び工程計画が具体的かつ適切に示されているか
	村の歴史及び特徴等についての把握	プレゼン全体を通して、黒滝村固有の歴史や風土、さらには村が持つ現状の課題についての把握は的確か
	評価テーマ「木造住宅のあり方」の提案内容及び説明	移住定住促進住宅の地域特性に応じた計画及び設計に係る提案は適切か
		使用する木材の選定・調達方法の調整に係る提案は適切か
		省エネ化及び高断熱化に係る提案は適切か
	評価テーマ「周辺環境と調和した住環境のあり方」の提案内容及び説明	周囲の集落との調和に係る提案は適切か
		周囲の自然環境に配慮した提案として適切か
		住宅整備を通じた、コミュニティ形成の寄与に係る提案は適切か
その他	とくに特筆すべき提案があるか	
<b>参考見積書</b> ※参考見積において、提示する限度額を超えている場合は選定しない。		

※具体的な製品名等の記載については評価しない。

※説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分(例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合)は、評価対象とならない。

※成果の一部となるような、具体的な設計図、透視図等は、評価対象とならない。

※評価点は、審査員による6段階評価(100%、80%、60%、40%、20%、0%)を行い、その平均点により算出する。

※評価点は少数第3位を切り捨てし、小数第2位まで算出する。